

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告示

ページ

- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【市民文化スポーツ局市民部地域振興課】 2
- 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの辞退の届出（2件）【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】 3
- 市道の路線認定【建設局総務部管理課】 5
- 市道の路線変更【建設局総務部管理課】 8
- 市道の路線廃止【建設局総務部管理課】 9
- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 10

◇ 上下水道局

- 北九州市上下水道局工事施行規程の一部を改正する規程【上下水道局水道部設計課】 11

北九州市告示第 309 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 27 年 7 月 23 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

若松区第 39 区花野路自治区会

2 代表者の変更

変更年月日	変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
—	変更前	濱口麻衣子	北九州市若松区花野路三丁目 4 番 12 号
平成 23 年 4 月 20 日	変更後	村上 孝	北九州市若松区花野路三丁目 13 番 9 号
平成 25 年 4 月 14 日	変更後	延 祐治	北九州市若松区花野路一丁目 20 番 26 号
平成 27 年 4 月 26 日	変更後	野崎 博	北九州市若松区花野路一丁目 15 番 21 号

北九州市告示第 3 1 0 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 5 条の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退の届出があったので、同法第 6 9 条第 3 号の規定により次のとおり告示する。

平成 2 7 年 7 月 2 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

調剤（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
夜宮調剤薬局	北九州市戸畑区夜宮二丁目 9 番 2 1 号	閉局のため	平成 2 7 年 6 月 3 0 日

北九州市告示第 3 1 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 5 条の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退の届出があったので、同法第 6 9 条第 3 号の規定により次のとおり告示する。

平成 2 7 年 7 月 2 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

調剤（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
きらり薬局小倉南店	北九州市小倉南区徳吉東五丁目 1 8 番 5 - 1 0 5 号	閉局のため	平成 2 7 年 7 月 3 1 日

北九州市告示第 3 1 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 2 7 年 7 月 2 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	起 点	終 点
3 2 7 2	黒川西 1 号 線	門司区黒川西二丁目	門司区黒川西二丁目
3 2 7 3	黒川西 2 号 線	門司区黒川西二丁目	門司区黒川西二丁目
3 2 7 4	黒川西 3 号 線	門司区黒川西二丁目	門司区黒川西二丁目
3 2 7 5	黒川西 4 号 線	門司区黒川西二丁目	門司区黒川西二丁目
3 2 7 6	黒川西 5 号 線	門司区黒川西二丁目	門司区黒川西二丁目
3 2 7 7	黒川西 6 号 線	門司区黒川西二丁目	門司区黒川西二丁目
3 2 7 8	藤松 3 5 号 線	門司区藤松一丁目	門司区藤松一丁目
3 2 7 9	中二十町 2 2 号線	門司区中二十町	門司区中二十町
3 3 6 8	上富野 5 3 号線	小倉北区上富野二丁目	小倉北区上富野二丁目
6 2 8 0	石田南 1 3 号線	小倉南区石田南二丁目	小倉南区石田南二丁目

6 2 8 1	上石田 2 9 号線	小倉南区上石田四丁目	小倉南区上石田四丁目
6 2 8 2	上吉田 1 0 8 号線	小倉南区上吉田五丁目	小倉南区上吉田五丁目
6 2 8 3	葛原本町 1 1 1 号線	小倉南区葛原本町三丁目	小倉南区葛原本町三丁目
6 2 8 4	志井 1 1 4 号線	小倉南区志井一丁目	小倉南区志井一丁目
6 2 8 5	蜷田若園 5 1 号線	小倉南区蜷田若園三丁目	小倉南区蜷田若園三丁目
6 2 8 6	八重洲町 1 1 号線	小倉南区八重洲町	小倉南区八重洲町
6 2 8 7	横代北町 9 6 号線	小倉南区横代北町二丁目	小倉南区横代北町二丁目
3 8 7 9	北浜 1 2 号 線	若松区北浜一丁目	若松区北浜一丁目
3 8 8 0	東二島 9 5 号線	若松区東二島五丁目	若松区東二島五丁目
6 9 4 5	穴生 6 3 号 線	八幡西区大字穴生	八幡西区大字穴生
6 9 4 6	永犬丸南町 7 2 号線	八幡西区永犬丸南町二丁目	八幡西区永犬丸南町二丁目
6 9 4 7	御開 1 4 号 線	八幡西区御開四丁目	八幡西区御開五丁目
6 9 4 8	御開 1 5 号 線	八幡西区御開四丁目	八幡西区御開四丁目
6 9 4 9	上香月 3 号 線	八幡西区上香月一丁目	八幡西区上香月一丁目
6 9 5 0	上香月 4 号 線	八幡西区上香月一丁目	八幡西区上香月一丁目

6 9 5 1	貴船台 1 7 号線	八幡西区貴船台	八幡西区貴船台
6 2 5 2	貴船台 1 8 号線	八幡西区貴船台	八幡西区貴船台
6 2 5 3	貴船台 1 9 号線	八幡西区貴船台	八幡西区貴船台
6 9 5 4	貴船台 2 0 号線	八幡西区貴船台	八幡西区貴船台
6 9 5 5	貴船台 2 1 号線	八幡西区貴船台	八幡西区貴船台
6 9 5 6	西川頭町 7 号線	八幡西区西川頭町	八幡西区西川頭町
6 9 5 7	引野 4 7 号 線	八幡西区引野二丁目	八幡西区引野二丁目
6 9 5 8	平尾町 7 号 線	八幡西区平尾町	八幡西区平尾町
6 9 5 9	町上津役東 4 8 号線	八幡西区町上津役東一 丁目	八幡西区町上津役東一 丁目
6 9 6 0	町上津役東 4 9 号線	八幡西区町上津役東二 丁目	八幡西区町上津役東二 丁目

北九州市告示第 3 1 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 2 項の規定により、次のとおり市道の路線を変更する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 2 7 年 7 月 2 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	新旧別	起 点	終 点
1 0 3 4	伊川 2 3 号線	新	門司区大字伊川	門司区大字伊川
		旧	門司区大字伊川	門司区大字伊川
2 8 9 4	藤ノ木 1 2 号線	新	若松区藤ノ木二丁目	若松区藤ノ木二丁目
		旧	若松区藤ノ木二丁目	若松区藤ノ木二丁目
5 3 8	森下町永犬丸 1 号線	新	八幡西区森下町	八幡西区大字永犬丸
		旧	八幡西区森下町	八幡西区大字永犬丸
6 4 8 3	本城 1 9 0 号線	新	八幡西区本城三丁目	八幡西区本城三丁目
		旧	八幡西区本城三丁目	八幡西区本城三丁目
1 0 4 6	一枝 5 号線	新	戸畑区一枝二丁目	戸畑区一枝三丁目
		旧	戸畑区一枝二丁目	戸畑区一枝三丁目

北九州市告示第 3 1 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線を廃止する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 2 7 年 7 月 2 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	起 点	終 点
2 3 0 6	寿山町 4 号線	小倉北区寿山町	小倉北区寿山町
2 3 9 0	船頭町 4 号線	小倉北区船頭町	小倉北区船頭町
1 3 2 2	上吉田 3 5 号線	小倉南区上吉田一丁目	小倉南区上吉田一丁目
1 3 2 3	上吉田 3 6 号線	小倉南区上吉田一丁目	小倉南区上吉田一丁目
1 3 3 5	上吉田 4 8 号線	小倉南区上吉田五丁目	小倉南区上吉田五丁目

北九州市告示第 3 1 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 2 7 年 7 月 2 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
6 5 3	折尾頓田線	前	北九州市八幡西区浅川台二丁目 8 5 3 番 5 2 地先から北九州市八幡西区浅川日の峯三丁目 9 8 9 番 6 地先まで	9.9 ～ 12.2	234.0
		後	北九州市八幡西区浅川台二丁目 8 5 3 番 5 2 地先から北九州市八幡西区浅川日の峯三丁目 9 8 9 番 6 まで	12.0 ～ 24.8	258.0
1 1 7 9	浅川台 4 1 号線	前	北九州市八幡西区浅川台三丁目 9 8 1 番 6 2 地先から北九州市八幡西区浅川台三丁目 9 8 1 番 3 5 地先まで	5.7 ～ 6.0	34.0
		後	北九州市八幡西区浅川台三丁目 9 8 1 番 6 7 から北九州市八幡西区浅川台三丁目 9 8 1 番 3 5 地先まで	5.7 ～ 8.0	11.0

北九州市上下水道局管理規程第3号

北九州市上下水道局工事施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年7月23日

北九州市上下水道局長 諫 山 修

北九州市上下水道局工事施行規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局工事施行規程（昭和53年北九州市水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

第12条の前の見出しを削り、同条を第11条とし、同条の前に見出しとして「（検査等）」を付する。

第13条第2項中「のうえ」を「の上」に改め、同条第5項中「第15条第2項」を「第14条第2項」に改め、同条を第12条とする。

第14条を第13条とし、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。

第17条の見出し中「かし」を「^{かし}瑕疵」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「かし」を「瑕疵」に、「き損」を「毀損」に改め、同項第1号中「コンクリート造り、石造り、金属造り」を「コンクリート造、石造、金属造」に、「これ」を「これら」に改め、同条第2項及び第4項中「かし」を「瑕疵」に改め、同条を第16条とする。

第18条を第17条とし、第19条を第18条とし、第20条を第19条とする。

付 則

（施行期日）

1 この規程は、平成27年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の北九州市上下水道局工事施行規程の規定は、この規程の施行の日以後に締結する契約に係る工事について適用し、同日前に締結した契約に係る工事については、なお従前の例による。